

東京都市計画地区計画の決定

都市計画赤坂二・六丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	赤坂二・六丁目地区地区計画
位 置	港区赤坂二丁目及び赤坂六丁目各地内
面 積	約 1. 7 h a
地区計画の目標	<p>本地区は、補助線街路第5号線（赤坂通り）に面し、東京メトロ赤坂駅の駅前に位置する交通利便性の高い地区である。また、本地区周辺は劇場等の都市型観光資源が立地した港区の主要な観光エリアであり、港区内外の主要な観光エリアと連携した広域的観光軸を形成している。</p> <p>一方、赤坂駅は駅構内が狭く歩行空間が不足するとともに、本地区が位置する駅南側へのバリアフリー動線が確保されていない。また、地区内道路における交通混雑、歩行空間及び滞留空間の不足、駅周辺の放置自転車等が課題となっており、自動車、自転車、歩行者それぞれの安全性・快適性の向上が求められている。</p> <p>東京圏国家戦略特別区域に関する区域方針では、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成することとされている。また、特定都市再生緊急整備地域の整備方針では、業務・商業・文化・交流・宿泊等の多様な機能を誘導するとともに、地上・地下の重層的な歩行者ネットワーク等の充実や、駅や周辺の開発に併せた交通結節機能を強化することとされている。さらに、港区まちづくりマスタープランでは、駅周辺において広場空間や防災機能を確保するなど、駅とまちがより強く一体となるまちづくりを推進するとともに、赤坂地域の都市型観光資源をいかした回遊性の高い国内外から多くの人を訪れる魅力あるまちを形成することとしている。</p> <p>このような背景を踏まえ、駅とまちを一体的につなぐ開放性とにぎわいを備えた駅前空間の創出、地区周辺の公園や市街地とつながるオープンスペースの整備、防災対応力の向上を図るとともに、多様な交通機能の導入による駅を中心とした交通結節拠点の形成を図る。また、電線類地中化や道路の拡幅整備にあわせて沿道と一体となった魅力的な歩行空間を創出し、歩行者の安全性・快適性の向上を図るとともに、国際化にも対応した、高機能で高質な交流が行われる業務、商業、文化、交流、宿泊等の多様な都市機能を集積し、国際性・文化性豊かな魅力ある複合市街地の形成を図る。</p>

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区の立地特性を踏まえ、駅とまちが一体となった国際性・文化性豊かな魅力ある複合市街地を形成するため、土地利用の方針を以下に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際化に対応し、ゆとりある共用スペース等を備えた高機能で高質な交流が行われる業務・商業・宿泊等の機能及び劇場・ホール等の文化・交流機能を誘導し、魅力ある複合市街地の形成を図る。 2 赤坂駅と周辺市街地を一体的につなぐ駅前空間の創出や、バリアフリーに対応した歩行者ネットワークの形成を図る。 3 駅を中心とした交通結節拠点形成に資する多様な交通機能の導入を図る。 4 区画道路の拡幅整備やオープンスペースの整備により、回遊性の高い安全で快適な歩行空間を創出する。
	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の整備方針 地区周辺の交通の円滑な処理や安全で快適な歩行空間の確保のため、区画道路1号、2号及び3号を拡幅整備する。 2 広場の整備方針 <ol style="list-style-type: none"> ① バリアフリーに対応した歩行者動線を確保し、赤坂駅と周辺市街地を一体的につなぐ開放性とにぎわいを備えた地下鉄駅前広場を整備する。 ② 憩いやにぎわいの場として、地区南側の都市計画公園や周辺市街地とつながる防災対応力の向上に資する広場を整備する。 3 その他の公共空地の整備方針 <ol style="list-style-type: none"> ① 安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、歩道状空地を整備する。 ② 地区の南北をつなぎ、回遊性を高める歩行者通路を整備する。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区にふさわしい都市機能の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2 安全で快適な歩行空間を確保し、回遊性の向上を図るため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 3 周辺環境と調和した魅力ある都市景観の形成を図るために、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 再生可能エネルギーの有効活用やビルの排熱の再利用を積極的に行うことにより、環境負荷低減を図る。 2 災害時における帰宅困難者の支援や安定したエネルギー供給を実現する取組を行い、地域の防災対応力の向上を図る。 3 ヒートアイランド現象の緩和や緑の軸の形成に寄与するため、周辺市街地とも連携し、連続したまとまりある緑を創出する。 4 道路の電線類を地中化し、防災対応力の向上を図る。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	区画道路1号	6 m～12 m (全幅11 m～12 m)	約130 m	-	拡幅
			区画道路2号	6 m (全幅12 m)	約50 m	-	拡幅
			区画道路3号	4 m (全幅8 m)	約80 m	-	拡幅
		広場	地下鉄駅前広場	-	-	約1,900 m ²	新設(地下) 階段、昇降機等を含む。
			広場1号	-	-	約1,300 m ²	新設 階段、昇降機等を含む。
			広場2号	-	-	約900 m ²	新設 階段、昇降機等を含む。
			広場3号	-	-	約700 m ²	新設
			広場4号	-	-	約150 m ²	新設
		その他の 公共空地	歩道状空地1号	4 m	約240 m	-	新設
歩道状空地2号	4 m		約220 m	-	新設 電線類地中化に伴う 地上機器含む。		
歩行者通路1号	4 m		約100 m	-	新設		
歩行者通路2号	4 m		約50 m	-	新設 電線類地中化に伴う 地上機器含む。		
する 事項 等 に 関 する	建築物等の用途 の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号及び同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。					
	壁面の位置の制 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図3に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの、給排気施設、地下鉄駅出入口施設等の公益上必要な建築物、昇降施設に設置される柱、屋根及び壁の部分にあっては、この限りではない。					

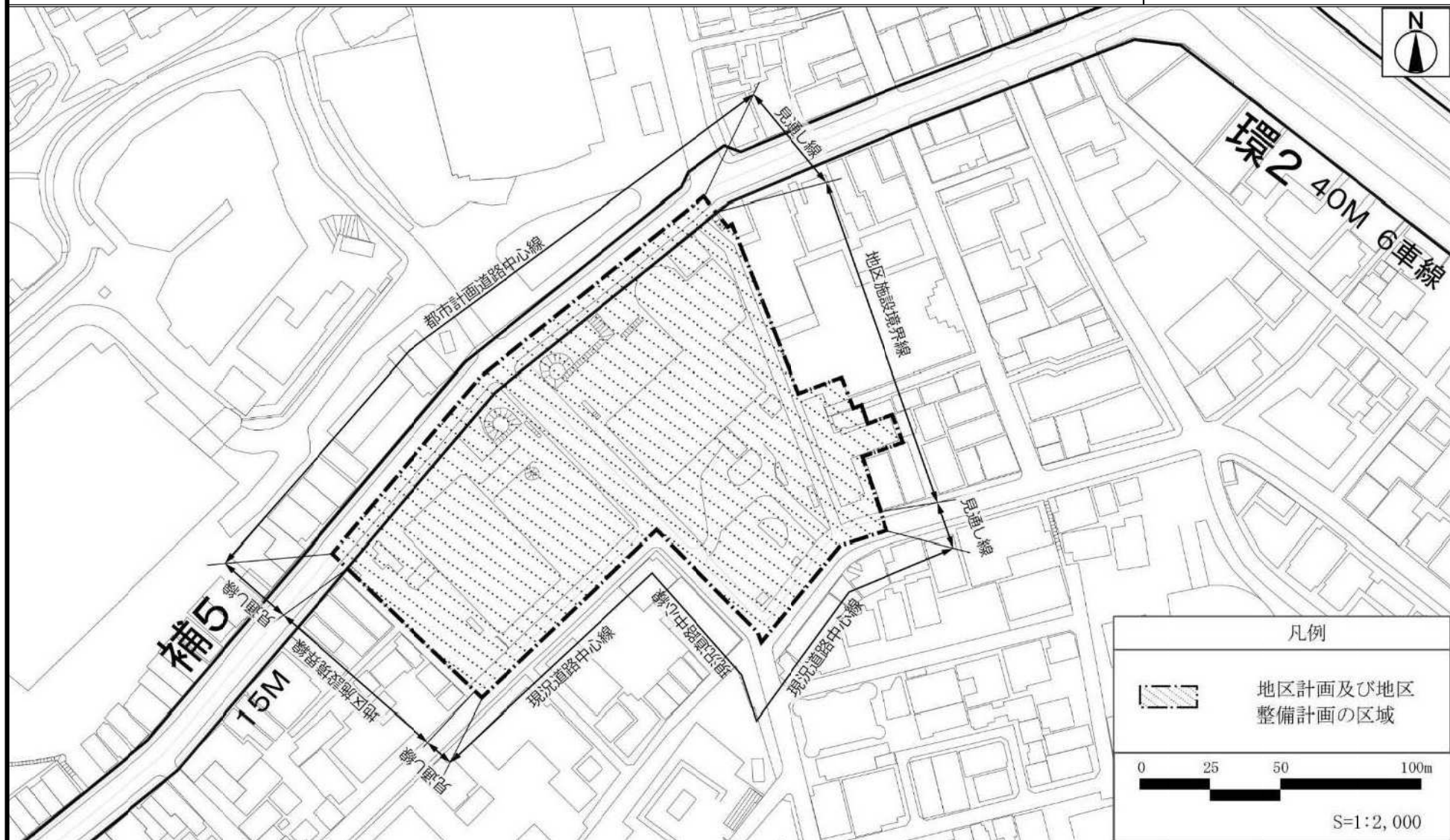
地区整備計画	事項	建築物等に関する	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限		広告物等、交通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、電線類地中化に伴う地上機器、出庫警報器等、公益上必要なものについては、この限りではない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。 2 屋外広告物は、周辺環境との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

理由： 地下鉄赤坂駅とまちを一体的につなぐ開放性とにぎわいを備えた駅前空間の創出、多様な交通機能の導入による駅を中心とした交通結節拠点の形成、沿道と一体となった魅力的な歩行空間の創出や、国際性・文化性豊かな魅力ある複合市街地を形成するため、地区計画を決定する。

東京都市計画地区計画

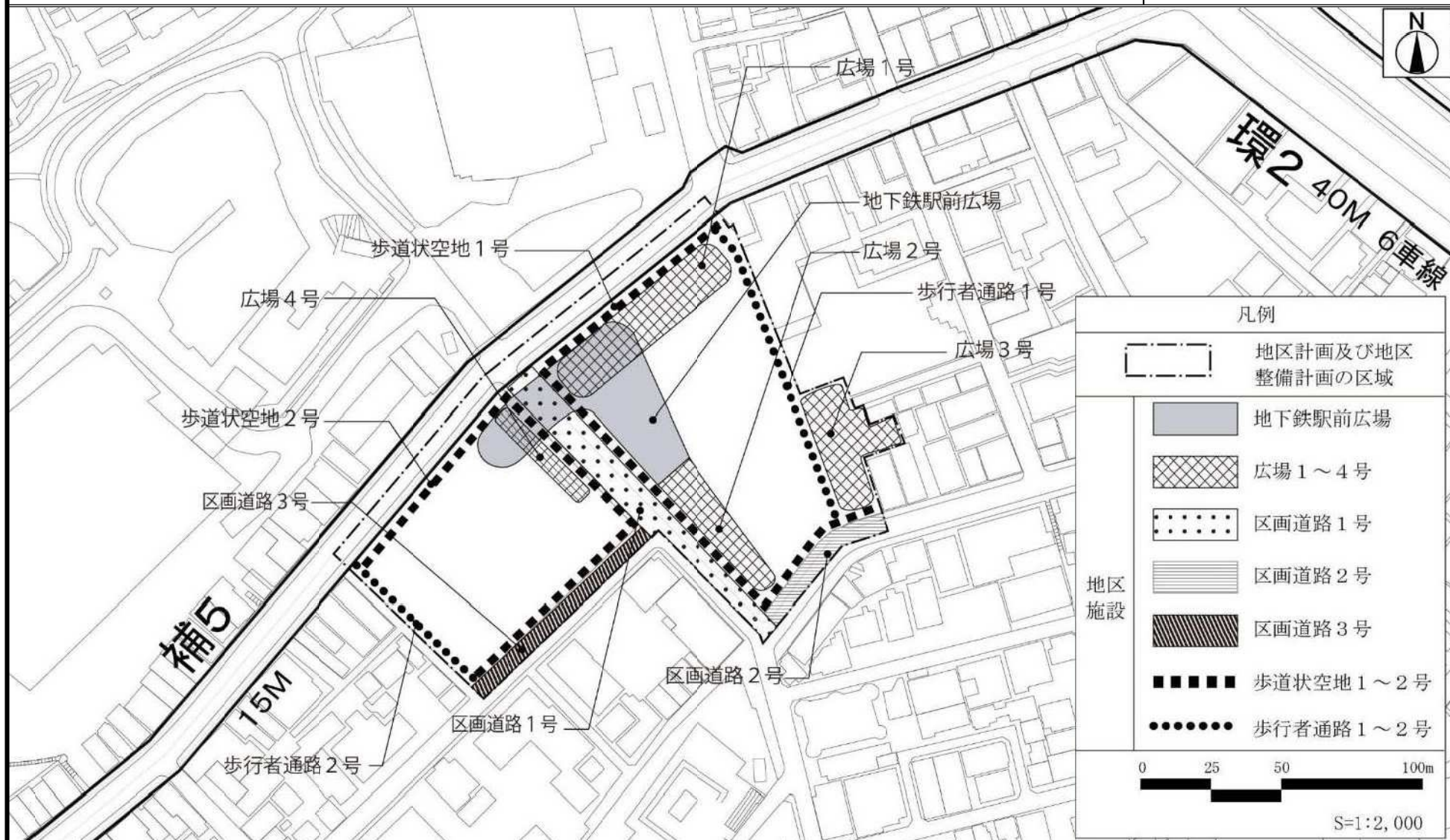
赤坂二・六丁目地区地区計画 計画図 1



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2 都市基交著第 1 3 5 号、(承認番号) 2 都市基街都第 1 7 4 号、令和 2 年 9 月 1 6 日

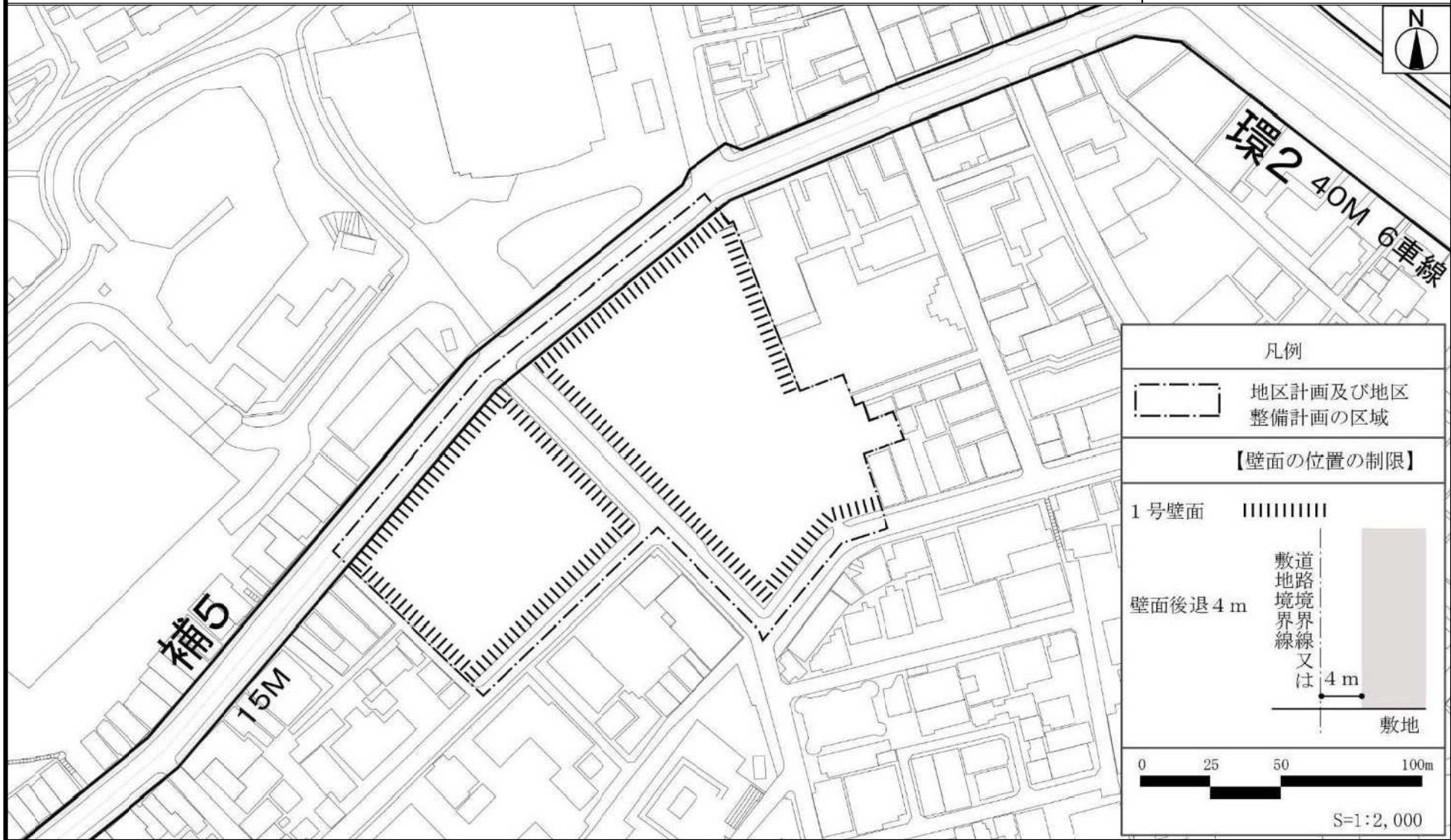
東京都市計画地区計画

赤坂二・六丁目地区地区計画 計画図 2



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2 都市基交著第 1 3 5 号、(承認番号) 2 都市基街都第 1 7 4 号、令和 2 年 9 月 1 6 日

東京都市計画地区計画 赤坂二・六丁目地区地区計画 計画図 3



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2 都市基交著第 1 3 5 号、(承認番号) 2 都市基街都第 1 7 4 号、令和 2 年 9 月 1 6 日